

○金融庁告示第六十七号

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第一条第三項及び第九十三条並びに財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第三項の規定に基づき、平成二十一年十二月金融庁告示第六十九号（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件）及び平成二十一年十二月金融庁告示第七十号（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十四年九月二十一日から適用する。

平成二十四年九月二十一日

金融庁長官 畑中龍太郎

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部改正）

第一条 平成二十一年十二月金融庁告示第六十九号の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年六月三十日」に改める。

第二条中「第一条の二第一号ニ」を「第一条の二第一項第一号ニ(1)」に改める。

第三条中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十四年六月三十日」に改める。

別表一中

企業会計基準第2号	1株当たり当期純利益に関する会計基準
企業会計基準第3号	「退職給付に係る会計基準」の一部改正

を	
企業会計基準第2号	1株当たり当期純利益に関する会計基準

--	--

「
」

企業会計基準第13号	リース取引に関する会計基準
企業会計基準第14号	「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その2）

「
」

企業会計基準第13号	リース取引に関する会計基準
------------	---------------

「
」

企業会計基準第18号	資産除去債務に関する会計基準
企業会計基準第19号	「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）

「

企業会計基準第18号

資産除去債務に関する会計基準

)

」

企業会計基準第25号

包括利益の表示に関する会計基準

」

企業会計基準第25号

包括利益の表示に関する会計基準

を

企業会計基準第26号

退職給付に関する会計基準

」

に改める。

(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指
定する件の一部改正)

第二条 平成二十一年十二月金融庁告示第七十号の一部を次のように改正する。

前文中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年六月三十日」に改める。

企業会計基準第2号

1株当たり当期純利益に関する会計基準

別表中

企業会計基準第3号	「退職給付に係る会計基準」の一部改正
-----------	--------------------

企業会計基準第2号	1株当たり当期純利益に関する会計基準
-----------	--------------------

企業会計基準第13号	リース取引に関する会計基準
企業会計基準第14号	「退職給付に係る会計基準」の一部改正 (その2)

--	--

※

企業会計基準第13号	リース取引に関する会計基準
------------	---------------

--	--

※

企業会計基準第18号	資産除去債務に関する会計基準
企業会計基準第19号	「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）

--	--

※

企業会計基準第18号	資産除去債務に関する会計基準
------------	----------------

_____」

_____」

_____」

に

企業会計基準第25号	包括利益の表示に関する会計基準
------------	-----------------

「

企業会計基準第25号	包括利益の表示に関する会計基準
企業会計基準第26号	退職給付に関する会計基準

を

_____」

_____」

に改める。

